

福井県最低賃金の推移

		25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	R2年	R3年	R4年	
Cランク目安額（円）		10	14	16	22	24	25	26		28	30	
福井県最低賃金	引上げ額（円）	11	15	16	22	24	25	26	1	28	30	
	目安額との比較（円）	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	時間額（円）	701	716	732	754	778	803	829	830	858	888	
	引上げ率（％）	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37	3.5	
	答申月日	8/19	8/8	8/5	8/5	8/4	8/3	8/7	8/6	8/5	8/8	
	結審方法（注2）	令5条3項	令5条3項	令6条5項	令5条3項	令5条3項	令5条3項	令5条3項	令6条5項	令5条3項	令5条3項	令5条3項
	発効日	10/13	10/4	10/1	10/1	10/1	10/1	10/4	10/2	10/1	10/2	

（注）

「結審方法」欄の「令6条5項」は専門部会における全会一致の決議、「令5条3項」は審議会における 決議による。

最低賃金審議会令

「第5条第3項」

審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあっては、委員）で会議に出席したものの過半数をもって、可否同数のときは、会長の決するところによる。

「第6条第5項」

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。